

# クレーン等の設置及び取扱いに関する関係法規一覧表

項目	種別	クレーン		移動式クレーン		エレベータ		建設用リフト		参考事項		
		吊上荷重		吊上荷重		積載荷重		ガイドレール高さ		クレーンの種類	平成4年10月1日から	
		3t以上	3t未満	3t以上	3t未満	1t以上	1t未満	18m以上	18m未満	クレーン	移動式	
特別教育	運転の特別教育修了者	第21条 1.吊上荷重が5t未満 2.床上操作で運転者が荷の移動とともに移動する型式 3.5t以上の跨線テレハ		第67条 吊上荷重5t未満				第183条		クレーン	5t以上 5t未満	クレーン運転士免許 クレーン運転特別教育
	玉掛業務の特別教育修了者	第222条 吊上荷重が1t未満のクレーン 移動式クレーンの玉掛の業務								移動式クレーン	5t以上 5t未満 1t以上 1t未満	床上操作式クレーン 運転技能講習 クレーン運転特別教育 移動式クレーン運転士免許 小型移動式クレーン 運転技能講習 移動式クレーン特別教育
点検	定期自主検査	年一回	第34条	第76条			第154条					
		月一回	第35条	第77条			第155条		第192条			
	作業開始前の点検	第36条	第78条					第193条				
	暴風、地震後の点検	第37条				第156条		第194条				瞬間風速30m/secをこえる嵐のあとや震度4以上の地震のあと点検し記録し保存(3年間)のこと
適用除外		吊上荷重0.5t未満				ガイドレール高さ10m		ガイドレール高さ18m未満又は積載荷重0.25t未満			(注) 床上操作式クレーンとは、「床上で運転し、かつ、当該運転をする者が、荷の移動とともに移動する方式のクレーン」(クレーン則第22条)をいう。	

## 参考

### 航空障害灯について（どんな場合に必要なのか）

- イ) 障害物高さ（クレーン高さ）60m～90m、ブーム長さ45m以下は障害灯OM-3（不動光）をブーム先端、根本の2ヶ取付。
  - ロ) 障害物高さ（クレーン高さ）60m～90m、ブーム長さ45m以上は障害灯OM-3（不動光）をブームの先端、中間、根本の3ヶ取付。
  - ハ) 障害物高さ（クレーン高さ）90m以上、ブーム45m以上は障害灯をブームの先端にOM-7（点滅式）中間にOM-7（不動光）、根本にOM-7（点滅式）の3ヶ取付。
- 二) 障害標式はブームを7等分し先端より赤白で始まり赤で終わる。
- 但し、障害物（クレーン）設置地が飛行場の近くの場合には、円錐表面制限がありそれより突出して障害物を設置出来ません。尚、クレーンのような仮設物は可能ですので航空局運用課の指導を受ける。

